

## 見 解 書

令和元年 11 月 8 日

あいちトリエンナーレ実行委員会会長

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

名古屋市長 河村 たかし

(あいちトリエンナーレ実行委員会会長代行)

私名古屋市長は、貴職・大村愛知県知事に対し、令和元年9月20日付けで、公開質問状を出しましたが、同年10月2日付けの督促状にもかかわらず、速やかな回答をいただかず、およそ愛知県民が期待する迅速な回答をされる意思がないのではないかと疑念を抱いておりましたところ、今般、ようやく令和元年11月5日付けで、貴職から、上記公開質問状に対する回答をいただきました。

もともと、貴職の回答を通覧しましたところ、各質問の殆どについて、遺憾ながら質問の趣旨が正当かつ真摯に受け止められておらず、あるいは論点をはぐらかされ、あるいは論理矛盾が随所で認められました。私としては、貴職が公共事業の主催者として、また、公金支出の執行責任を負うべき地方自治体の長として、責任ある態度を正しく理解されていないように見受けられますことから、貴職の回答では、愛知県民の信頼を失いかねないものと危惧しているところです。

ご回答につきましては、名古屋市が設置を準備している検証委員会において貴重な参考資料として活用させていただく予定ですが、せっかくご多用のところ回答をいただきましたので、貴職の各回答に対する名古屋市長（あいちトリエンナーレ実行委員会会長代行）としての見解・感想の要旨を次に申し述べておきます。

## 【問1】に対する回答について

【問1】は、企画展「表現の不自由展・その後」（以下「不自由展」という。）にて展示されていた、昭和天皇の肖像画を、バーナーで意図的に焼損させ、その灰を靴で踏みつける作品（以下「天皇焼損映像」という。）の芸術的評価について、公職を離れた「大村秀章氏個人の」認識・見解を問うものでした。

「公職者」は、表現の内容について、一定の評価をくださるべきではないという貴職の見解・信条に配慮して、一個人としての見解を問い質したのですが、貴職は、一個人としての意見表明であっても、地方行政権の「職務執行の中立性」を楯に、回答を拒まれ、前記回答書では、「自らの思想や信条をそのまま具体的な職務執行やその要求に直結させるべきはないと考えます。」と述べておられます。

しかしながら、上記のとおり「日本国民統合の象徴」の遺影を破壊するといったモチーフの作品が、鑑賞者（特に日本国民）に激しい陰悪感・不快感を抱かせることは必定であり、このような「ハラスメント（嫌がらせ）」性をもつ作品を公共事業で行うことの当否について、愛知県知事、あるいは公金支出の責任を負うべき役職を担うべき一個人が、しかるべき見解・見識を示されないようでは、愛知県民の理解が得られるものとは到底思われません。また、貴職は、上記作品について、「大浦氏が33年前に富山県立近代美術館（現富山県美術館）で自作の版画を展示した後に、図録から排除された版画を燃やす光景であり、天皇侮辱を目的としたものではない」という作者の個人的・主観的・独善的な弁明をそのまま受容する一方で、その作品が客観的に表現するところの鑑賞者一般の評価を全く無視したあいちトリエンナーレのあり方検証委員会の「中間報告」の評価を援用されてみえますが、当該評価が愛知県民の理解が得るに足りるものとも思われません。

## 【問 2】 に対する回答について

【問 2】は、不自由展の展示作品、例えば、天皇焼損映像のもつ反社会性・害悪性は、法的評価にかかわる問題であって、当該作品の芸術評価とは別次元の問題であるから、公共事業の主催者として、公金支出の責任者として、公共事業の展示作品としての適否について積極的に判断をくださるべきではないか、という趣旨の質問でした。

これに対する貴職の回答は、「作品の表現内容に内在する『暴力性』、『反社会性』等の害悪を客観的に評価することは非常に困難です。さらには、『芸術性』の評価だけにとどまらず、思想、信条、良心に立ち入った評価に直結する危険性を有しています」と回答されています。

率直に申しあげて、私は、貴職の「二枚舌」に、大変驚きました。貴職は、先般、10月27日、一民間団体が、愛知県の管理する施設で、「日本人のための芸術祭あいちトリカエナハーレ2019『表現の自由展』」（以下「特定表現自由展」という。）が企画・実施された際、その中の展示物に、在日韓国・朝鮮人の方々に対する民族的偏見から、その人々の心を深く傷つける作品や、貴職を揶揄する作品が展示されていたことについて、激昂して、「明確にヘイトにあたる」、「（展示内容が）分かった時点で、中止を指示すべきであった。」などと記者会見で公言されています。

しかしながら、そのような貴職のコメントは、「作品の表現内容に内在する『暴力性』、『反社会性』等の害悪を客観的に評価することは非常に困難」であるといった貴職の前記見解と正面から矛盾しますし、「『芸術性』の評価だけにとどまらず、思想、信条、良心に立ち入った評価に直結する危険性を有しています」という貴職ご自身の前記ご見解がそのまま妥当することになるのではないのでしょうか。

私自身も、公共施設での如上のヘイト表現については、これを許容すべき

ではないという考えですが、名古屋市長の公開質問状【問2】に対する貴職の回答では、少なくとも論理的には、如上の「明確にヘイトにあたる」展示物を含む特定表現自由展を野放しにするに等しく、公共施設の管理責任者でもある、地方自治体の長のコメントとして、著しく不適切かつ無責任なものと考えます。

### 【問3】に対する回答について

【問3】は、政治的にセンシティブな問題を含む「平和の少女像」や、客観的には、先の太平洋戦争で犠牲となった特攻隊の方々に対する侮辱の趣旨を含むものと理解される作品について、芸術的価値を認めた津田大介芸術監督の見識を問う質問でしたが、貴職は、当該質問は、「名古屋市の方から」津田監督に対して直接回答を求めるべき性格のものであるとの理由から、回答されませんでした。

しかしながら、津田監督は、貴職の責任において、愛知県のスタッフが手配して選任した芸術監督であり、貴職は、本件国際芸術祭の最高責任者として、その責任において、多くの愛知県民・名古屋市民から提起された疑問に対し、誠実に回答すべき説明責任があるのではないのでしょうか。

私としては、国際芸術祭を主催者として、その企画展の実施に公金を投入する以上は、各展示作品が、公共事業である国際芸術祭に相応しい作品と判断した根拠について、自ら税金を負担している愛知県民・名古屋市民に対し納得できる説明をさせることは、愛知県知事である貴職として、当然の職責であると理解しておりますから、貴職が、【問3】に対しても誠実な回答をなされず、これを拒否されたことは誠に遺憾です。

#### 【問4】に対する回答について

【問4】は、公共事業の主催者となった地方自治体（愛知県）が、公共事業に反するという理由から、特定の県立美術館での公金を使った作品展示を拒むとは、日本国憲法が禁止する「検閲」に当たらないというのが私名古屋市長の見解であり、最高裁判例を重視するあらゆる法律家にとって異論のないことだと思われませんが、「検閲」でない事象について、貴職のような地方公共団体の長が、「検閲」に当たると強弁することは、法律概念を正しく理解しないものとして、著しく不適切ではないか、という趣旨の質問です。

貴職は、「中間報告」の内容を引用して、「キュレーションの自律、美術館の自律性の尊重」の趣旨に反して、芸術に介入することは、「広い意味での『検閲』とも言いうる」と強弁されていますが、私は、個人的には、検閲の歴史的意義と、その禁止の絶対性という社会的意義を無視した用語の転用は、厳に慎むべきものと考えております。貴職は、「不当な介入だという程度の意味で『検閲』だというのであれば（『検閲』概念の使用は）差し支えはありません。」という曾我部教授（京都大学大学院教授）の見解を援用されていますが、曾我部教授の当該見解は、同教授独自の見解であり、「検閲」という厳格な定義のある学問的概念を不当に歪曲して、対立する見解をもつ批判者（具体的には、私名古屋市長）をイデオロギー的に攻撃する「道具」として使用することを是認する曾我部教授のような意見については、憲法学者の見識としていかなるものかと思われま

さらに、貴職は、曾我部教授の意見である、「トリエンナーレの運営に権限や影響力のある政治家の発言は、行政（を担う者）によるものであること、表現の内容を理由とすること、事実上強い圧力となる効果をもつこと、からして、最高裁のいう検閲に当たらないにしても一定程度の近似性があり、これを『世間から検閲とみられても仕方がなく』という表現で批判することは

十分に可能だと思えます。」との意見を援用されていますが、このような曾我部教授の言葉は、そのまま貴職にお返しします。貴職の論法を前提とすれば、貴職が前記「特定表現自由展」に対して公表された批判的コメントに対しても、『世間から検閲とみられても仕方がなく』云々との批判がそのまま妥当し、まさに「天に向かって唾を吐く」ものと言われてもしかたないと思われまます。

#### 【問5】に対する回答について

【問5】の質問の趣旨は、要するに、通説的な憲法学説においても、作品展示（表現行為）について、地方公共団体（行政権）がこれを「規制」する場合と、これを「援助」する場合とは理念的に区別され、憲法上の自由（表現の自由）は、行政権の「規制」からの自由として観念されていることから、公金を使った公共施設の展示物から、公共事業に相応しくないと判断される作品については公金による資金的な援助対象から外すことは、憲法で保護された「表現の自由」とは直接関係のない問題ではないか、したがって、憲法解釈を理由として、貴職が私名古屋市長の言動を批判されるのは筋違いではないか、という趣旨の質問でした。

貴職は、私の上記問題意識に対し、正面から回答をされず、【問5】の回答との関係では、「キュレーションの自律性の尊重」を強調されつつ、「（特定の政治的メッセージを含む作品の）展示をただけでは、公立美術館やその設置者である自治体が作品から読み取れる政治的メッセージを支持したことにはならない。」、逆に、「県や美術館がメッセージの内容を理由に加入すると、そのメッセージを否定する立場を明示することになってしまい中立性が損なわれるおそれがある。」といった「中間報告」の意見を援用されています。しかしながら、上記「中間報告」の意見は、【問5】の質問の趣

旨とは全く無関係の問題であって、論点のすりかえに過ぎず、回答の体をなしておりません。

【問6】に対する回答について

【問6】は、貴職が、貴職の独断で一旦中止された不自由展を、貴職の独断で再開させたことについて、あいちトリエンナーレ実行委員会・運営会議に諮らなかつたのは何故か、という質問です。貴職は、これについても、遺憾ながら、質問と無関係のことを回答され、回答をはぐらかしています。貴職は、貴職の独断が「あいちトリエンナーレ実行委員会規約」を無視した、貴職の独裁的・独善的な判断であることを自覚されていないようですが、本書をもって、断固抗議します。

【問7】に対する回答について

【問7】は、先の太平洋戦争で犠牲となった出征兵士の方々に対する侮辱の趣旨を含むものと理解される作品を出展した造型作家が、不自由展実行委員会及び津田監督とも申し合わせ、その内容を主催者に秘して出展した旨の誠に重大な不正事実を公表したことから、本件国際芸術祭の最高責任者が、このような不正事実を承知しておられるか、という趣旨の質問です。

貴職は、これに関する事実関係については「承知していない」とのことであるが、このような負担金・補助金の適法性の根幹にかかわる重大な不正事実については、しかるべき調査が実施されるべきであり、調査結果を貴職の責任において公表すべきである、というのが私名古屋市長の見解です。

以上